

☆危機管理について☆

- ◆ 災害の発生に備え、毎月1回避難訓練（地震・火災・津波・洪水等）・消火訓練を行っています。
また、引き取り訓練を年1回行いますのでご協力をお願いします。
- ◆ 突発的な災害などが発生した場合、直ちにお迎えをお願いしますが、全園児を引き渡すまでは保育は行います。
- ◆ 東海地震予知情報及び注意情報等の自然災害情報が出た場合は、保育園は臨時休園となることもあります。



◎ 災害発生時の対応について

＜大地震（震度5弱以上）発生時＞

時間帯	園児の動き	保護者の動き
登園前	・安全が確保されるまで登園しない	
保育中	・安全な場所に避難する ・揺れがおさまったら防災頭巾をかぶり、身を守る ・避難できる体制をとり、保護者の迎えを待つ	・電話はせずに直ちに迎えに来る ・保育園では職員の指示に従う ・翌日の保育の実施については、確認をしてから登園する

＜警戒宣言・地震注意情報・津波警報等発令時＞

時間帯	園児の動き	保護者の動き
登園前	・解除されるまで登園しない	
保育中	・防災頭巾をかぶり、身を守る ・避難できる体制をとり、保護者の迎えを待つ	・電話はせずに直ちに迎えに来る ・保育園では職員の指示に従う ・翌日以降は解除されるまで登園しない

広域避難場所：山王小学校（災害の状況によりこちらに避難します）

- ▲自然災害に於いて酒匂川・山王川に洪水の危険があり、避難勧告等が出された時
- ▲保育園や周囲に火災が発生する、又はその恐れがある時
- ▲園舎の被災が大きく危険であると判断した時

広域避難場所に
避難する

津波避難ビル：山王保育園（小田原市から津波避難ビルとして締結しました）

※津波警報が発令された場合は、避難場所が海に近いことから、園舎内に留まり
3階若しくは屋上へ避難し、ライフジャケットを着用する。（3歳以上児クラス）
避難については、日頃より経路を把握し園児を安全に誘導する。

◎ 台風や集中豪雨等に係る臨時休園の基準について

昨今、全国各地で台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、園児や保護者・職員の安全確保を図る為、以下の通り臨時休園に係る対応等について市が基準を策定しました。

■ 以下に当てはまる場合には、小田原市保育課に連絡の上、臨時休園について協議します。

(1) 気象庁から本市に警報（大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雨）が発令されている。

(2) 市から警報レベル3以上（避難準備、高齢者等避難開始）の避難情報が発令されている。

- ・ 警報レベルの発令は、防災無線や市のホームページの掲示によって行われます。
- ・ 防災メールからも配信されます。（事前に携帯電話へ登録）
- ・ 警戒レベルは、夜間に発令されることもありますので、気象情報等はこまめに確認するようにして下さい。

(3) 河川氾濫・土砂災害が発生するおそれがある。

(4) 公共交通機関の運休や河川の氾濫等によって、園児・職員の登園・出勤が困難であることが見込まれる。

(5) 立地条件等（海や河川沿い、急傾斜地付近）により保育所が被災するおそれがある。

当施設は、警戒レベル発令前に(3)～(5)の理由によって休園する事が考えられますので気象情報や警報のほか、周囲の状況を十分に把握するよう努めて下さい。

■ 臨時休園を決定した後の対応

臨時休園を決定した場合には、速やかにコドモンアプリにて保護者に周知するとともに、臨時休園する旨を施設入口などに掲示します。尚、警報解除等によって保育を再開する場合、施設の状態等、安全に保育できることを確認します。

決定した時間	園 の 対 応
開園前	保護者に連絡するとともに、施設長は緊急対応できる職員体制を整えます
開園中	保護者に引き取りの連絡をし、状況に応じて安全な場所に避難します。 尚、河川氾濫などで速やかな引き取りが困難である場合には、安全な状態になるまで保育を継続します。



☆登園してはいけない病気☆



感染性の病気の場合、他の園児にうつる心配がなくなるまで、登園停止になります。登園に関しては、専門の医師の指示に従っていただき、さらにP17の『登園の目安』を確認の上、判断していただきますようお願いいたします。けれども保育園は、抵抗力の弱い乳幼児が沢山集まる集団生活の場なので、お子さんの病後の状態や、他児への影響が心配されるような場合には、家庭での保育をお願いすることがあります。

感染症にかかった場合、登園に際しては下記の一覧表を確認していただき、『意見書』又は『登園届』の提出をお願いします。（かかった病気によって提出していただく用紙が異なります）

園のしおりに添付してある用紙をコピーしていただくか、事務所前にも用意してありますので使用して下さい。

<医師の判断・許可を受け、病院で記入していただく『意見書』が必要な感染症>

※登園の目安は、子どもの全身状態が良好であることが最低限の基準となります

病 名	主 要 症 状	登園の目安
麻疹（はしか）	高熱、咳、鼻水、結膜の充血、目やに、口腔内発疹、全身の発疹	解熱後、3日を経過してから
風疹（三日はしか）	発熱、全身の発疹、リンパ節の腫脹	発疹が消失してから
水痘 （みずぼうそう）	発熱、全身の発疹、水疱	すべての発疹（水疱）がかさぶたになってから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発熱、耳下腺の腫れ	耳下腺などの腫れが出てから5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
結核	咳・たん・微熱・胸痛が2週間以上続く	医師により感染の恐れがないと認められてから
咽頭結膜炎 （プール熱） アデノウィルス	目やに、なみだ目、まぶしがる 結膜の充血と浮腫、眼瞼の発赤と腫脹 咽頭の発赤、咳、鼻水、発熱	主要症状が消えてから2日を経過してから
流行性角結膜炎	目やに、なみだ目、 結膜の充血と浮腫、眼瞼の発赤と腫脹	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有な咳（コンコンと激しく咳き込んだ後、ヒューヒューという笛を吹くような音をたてて息を吸う：レプリーゼ）	特有な咳が消えるまで
腸管出血性大腸菌 感染症（O-157）	腹痛、大量の鮮血便、または水様性の下痢、嘔吐、発熱、脱水症	症状が始まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	まぶたのむくみ、結膜の充血、目やに ゴロゴロした目の痛み	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	高熱、皮膚・粘膜における出血斑 頭痛、吐き気	医師により感染の恐れがないと認められてから

<医師の判断・指導を受け、保護者に『登園届』を記入していただく感染症>

※登園の目安は、子どもの全身状態が良好であることが最低限の基準となります

病 名	主 要 症 状	登園の目安
インフルエンザ	高熱、頭痛、全身のだるさ・筋肉や関節の痛み（風邪よりも症状が激しい）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過してから
新型コロナウイルス感染症	発熱、頭痛、全身のだるさ・筋肉や関節の痛み、咳、下痢・腹痛等	発症した日を0日とし、5日間を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること
溶連菌感染症	高熱、扁桃の発赤、リンパ節の腫れ 苺舌	抗菌薬内服後24時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱、激しい「コンコン」という乾いた咳が続く、全身倦怠感	発熱や激しい咳がおさまっていること
手足口病	小さい水疱性の発疹（手のひら、足の裏や甲、手や足の指と指の間、唇や口の中）、発熱	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅班（りんご病）	風邪の症状の後、両頬に鮮やかな赤色の紅班がでる	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎（ノロ・ロタ）	下痢、嘔吐、発熱	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	5日以上発熱が続いて、咽頭・口蓋に水疱のどの痛みが強い	発熱や口腔内水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウィルス感染症	発熱（39℃程度）、鼻水、咳	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹（ヘルペス）	発熱、身体の左右どちらか片側に痛み、神経に沿って帯状に赤い発疹と水疱、かゆみを伴うこともある	水痘と同様
突発性発疹	2、3日高熱が続き、解熱後身体に発疹が出る	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと

※園で流行が起こった場合には、その流行を防ぐために必要があれば、園長が園医の意見を聞き、措置を講じます。



☆保育園における医療行為の禁止について☆

保育園では原則、医療行為を行うことはできません。このことは、法律（医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師法第 31 条）に基づいており、遵守すべき事項となっています。

◎ 保育園で主に医療行為ではないとみなされているのは下記の 1～4 の行為です。

- 1、 体温を計測すること
- 2、 パルスオキシメーターを使用しての血中酸素濃度の測定
- 3、 わずかな切り傷や擦り傷、やけどなど専門的な判断や技術を必要としない場合の処置（患部を流水で洗い、必要があれば絆創膏を貼る）
- 4、 かかりつけ医から処方された塗り薬使用の介助（事前に薬連絡表等による申請が必要）

これらに該当しない場合は、医療行為に当たる為、保育園で行うことはできません。

例）薬の服用、消毒液を使つての消毒、とげが刺さった場合のとげを抜く行為
虫刺されに対するムヒパッチ等の抗炎症剤の使用 等

◎ 園で薬を服用させることは出来ませんので、主治医の診察を受ける際には、保育園に在籍していることを伝えるようにして下さい。又、薬を服用していることで乳幼児突然死症候群の発症率が高くなるなどの理由から、ご家庭で薬を服用された場合は、コドモンアプリでお知らせいただきますようお願いいたします。

◎ 保育中の怪我等について病院を受診すべきかどうか判断が難しい場合は、保護者の方へ連絡をした際に相談させていただきたいと思っております。ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

☆登園の目安☆～小田原市医師会・小児科医会からの助言～

- ①熱が 37.5 度以上でないこと
- ②給食（食事）が、平常の半分は食べられること
- ③下痢が 2 回以上ないこと

☆次のような場合は登園時、必ず職員にお伝え下さい。

- ・前夜や登園前に少しでも体調が悪かった時、いつもとちょっと違うという時
- ・飲み薬、解熱剤などを服用した時
- ・一緒に生活している家族が感染症にかかった時

☆必ず連絡が付く電話番号を担任に伝えて下さい。

☆お子さんの体調の変化に伴って、こまめに連絡をさしあげますが、お預かりしている大切なお子さんの健康を守るためですので、ご了承下さい。

☆体調の急変もありえますので、出来る限り早いお迎えをお願いいたします。

☆移動前（職場などを出られる時）に必ずお電話を下さい。すぐに降園できるよう用意をしておきます。

医 療 機 関 名	診 療 科	電話番号	住 所
かみやま小児科クリニック かみやま つとむ 神山 務 医師	小児科 アレルギー科	(24)0188	浜町3-11-5
(医)八州会 あしがら西湘歯科診療所 きもり ひさと 木森 久人 医師	歯科・小児歯科 歯科口腔外科	(63)1177	湯河原町鍛冶屋393



☆職員の健康・衛生管理について☆

- ◇ 毎月1回全職員（0歳児担任・給食職員は月2回）が“O-157”“サルモネラ菌”“赤痢菌”の細菌検査を受けています。
- ◇ 食事の前後や排泄の介助の後など様々な場面で手指の消毒をし、常に清潔を保っています。
- ◇ 下痢や嘔吐物などの処理の際は、使い捨ての手袋を着用し、感染予防に努めています。
- ◇ 年1回の園内消毒と年2回の布団の熱風消毒を行っています。又、随時、玩具の消毒も行い、子ども達の環境衛生を保つように心掛けています。